1.議事日程(第3日目)

(平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成 1 6 年 3 月 1 8 日 午 前 1 0 時 開 議 於 第 一 別 棟 会 議 室

開会議題

(1)議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算 閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(18名)

委員	天	清	斐	雄	委員	泉	正 智 代		
委員	井	上	正	文	委員	今	野	仁日	F六
委員	今	村	義	照	委員	浮	田	洋	吾
委員	畄	田	正	信	委員	熊	高	昌	Ξ
委員	桑	畄	達	夫	委員	杉	原		洋
委員	玉	]	祐	光	委員	塚	本		近
委員	名	Ш	律	夫	委員	藤	井	昌	之
委員	松	浦	利	貞	委員	明	木	_	悦
委員	Щ	本	Ξ	郎	委員	渡	辺	義	則

- 3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)
- 4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(19名)

市長職務執行者	織	田	邦	夫	参	事	小	野		豐
総務部長	新	Ш	文	雄	教 育 次	長	水	戸	眞	悟
吉田保育所長	是	常	知	昭	向原町こばと園所	長	高	橋	義	照
教育総務課長	上	Ш	裕	芳	学校教育課	長	杉	Щ	俊	之
生涯学習課長	河	野	正	治	吉田幼稚園	長	田	丸	文	枝
吉田分室課長	富	田	道	明	八千代分室課	長	中	村	保	子
美十里分室課長	宮	本	Л	郎	高宮分室課	長	/\	Ħ	洋	介

甲田分室課長 升 田 寿 子 向原分室課長 兼 近 環 教育総務課主幹 中 尾 澄 江 社会教育係長 玉 井 久 洋 吉田隣保館係長 柿 田 治 宣

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

 事 務 局 長 増 本 義 宣
 次長兼総務係長 光 下 正 則

 議事調査係長 児 玉 竹 丸
 書 記 国 岡 浩 祐

 書 記 倉 田 英 治

## 午前10時00分 開会

定刻が参りましたので前日に引き続き会議を再開いたします。 桑岡委員長

> ただ今の出席委員は、18名でございます。定足数に達しておりますの で、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件の 内、教育委員会に係る部分を議題といたします。

教育長から要点の説明を求めます。

是 貞 教 育 長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是 貞 教 育 長 おはようございます。教育長の是貞でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。教育委員会の暫定予算につきまして、説明をさせてい ただきます。

> 全体的には義務的経費を中心に編成いたしております。それと、内容 につきましては合併前に協議したものの約3分の1を計上させていただい ておるということでございます。それと委託的業務につきましては、年 間費用等も計上させていただいておるところでございます。また、教育 行政につきましては今まで旧各町といいますか、各町で取り組んで来て おりました地域に根ざした特色ある教育を、学校教育、あるいは生涯学 習の面においても継続していきたいと考えておりますが、さらにそれも 発展させた取り組みを今後取り組んでいかなくてはいけないというよう にも考えております。合併によって教育が低下したということの無いよ う努力していきたいと、このように考えております。事務局の組織、あ るいは予算内容等につきましては、次長以下に説明をさせますのでよろ しくお願いをいたします。

水戸教育次長 委員長。

桑岡委員長

水戸教育次長。

水戸教育次長

おはようございます。教育次長の水戸でございますが、私の方からは 皆さん方のお手元にただ今配布させていただきました安芸高田市の教育 委員会の職員事務分掌について簡単にご説明を申し上げ、予算書の内容 の要点につきましては、それぞれ担当しております3課長がおりますの で、この方から説明をいたします。

まず、お手元の事務分掌表につきましてでございますが、安芸高田市 の教育委員会の本庁には3課ございまして、教育総務課、学校教育課、 生涯学習課というふうに3課を配置いたしております。内容、その他課 長名等々につきましてはご覧いただくことといたしまして、本庁では教 育長以下20名の者が第3分庁舎に勤務をいたしておるところでございま す。なお、空白の部分で参事、主幹というところが、学校教育課の方と 教育総務課の方にあろうと思いますけども、この件につきましては後ほ ども説明があるかもしれませんけども、県からの派遣人事を依頼してい るところでございまして、県行政の人事異動等に伴います関係上、現在 ではまだ未定の空白欄となっておりますことを、ご了承賜りたいと思い ます。

それから2ページ目の下欄の方ですが、幼稚園を1園ほど分掌いたしておりますので、吉田幼稚園では3名の者が勤務をいたしております。次のページからは各教育分室ということで各旧町の6教育分室を配置いたしておりまして、主にはこれまで各町で特色ある教育行政を推進して参っておりますが、中でも生涯学習、社会教育の観点からこれらの分室が主体となって、これまでの積み上げてきた各町の特色ある教育行政を担当して参るということで、それぞれ3名ないし4名の職員を配置いたしておるところでございます。

給食調理場が最終最後の部分で書いておりますけれども、ご覧いただきますような給食調理場、それぞれ配置してございまして、これまでの給食調理業務というものは、当面このそれぞれのかたちで進めては参りますが、今後の課題としては残って参るものというふうな考え方をいたしております。

総勢一般職64名になろうかと思いますが、教育長を除きますと63名というかたちで現状ここに名前を列記させていただいておりますと共に、それぞれの事務分掌については、ここに列記しておりますので今後とも参考にしていただいて、よろしくお願いを申し上げたいというふうに考えております。

本日は本庁は係長以上並びに各6分室長、それから吉田幼稚園長が出席いたしておりますので、それぞれの分野についてご質問等がございましたら回答できるようにいたしております。簡単に事務分掌についてご説明を申し上げましたが、これから各本庁の担当3課長が要点のご説明を申し上げますので今しばらく時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

上川教育総務課長 桑 岡 委 員 長 上川教育総務課長

委員長。

桑岡委員長上川教育総務課長。

教育総務課長の上川でございます。座って説明させていただきます。 暫定予算書の20ページの方から、教育総務課関係の歳入の関係でござ いますが、ご覧をいただきたいと思います。

20ページの一番上のところにですね、国庫支出金の6教育費国庫補助金としまして、小学校補助金としまして要保護及び準要保護児童援助費補助金、それから公立学校施設整備費補助金、中学校の方で同じく要保護及び準要保護補助金、寄宿舎住居費補助金、いずれも1,000円ずつの存目で上げておりますが、まだ補助金の額が確定していないということで、存目で上げております。

続きまして33ページの方でございます。

諸収入のところでございますが、雑入としまして教育総務課関係雑入 2万8,000円を上げております。これはコピー代とか職員の電話を私用で 利用した場合のですね、雑入ということでございます。教育総務課関係 の歳入としましては以上でございます。

歳出の方に移らせていただきます。75ページの方でございます。

75ページの方に款の10教育費項が1教育総務費とございまして、教育 総務課の方で管轄していますのが教育委員会費と事務局費でございます。 教育委員会費の方は報酬、これは教育委員さんの報酬でございます。そ れから旅費、教育委員さんの旅費。交際費、これは教育長の交際費。負 担金補助及び交付金、これは2郡の教育長会であるとか広島県の教育長 会であるとか、中国地区の教育長会等々の負担金、それから教科書採択 に関する負担金等でございます。それから2の事務局費の方でございま すが、1の報酬、これは英語指導助手、それから奨学金審査会、就学指 導委員会等の報酬でございます。給料は教育総務課の職員4人、それか ら学校教育課の職員4人、教育長、次長の給料、職員手当等、共済費等 でございます。8の報償費の方は学力向上の講師謝金、各種研修会の謝 金、これが2分の1程度上がっております。旅費は事務局職員の旅費でご ざいます。それから需用費の方はコピー代であるとか燃料代、印刷製本 費、それから修繕料等が含まれております。役務費は郵送料、電話の使 用料等でございます。委託料は学校行事の時にマイクロバスの運転をす る運転手さんへの委託料、これは吉田で実施をされております。それか ら職員の健康診断、児童生徒のギョウ虫尿検査等の委託料でございます。 次のページに移っていただきまして、使用料及び賃借料ですがこれは 英語指導助手の家賃。吉田、美土里、向原の方が家を借りていただいて、 そこに入っていただいておりますのでそこの家賃。それからコピー機借 り上げ料、有料道路の使用料等が含まれております。備品購入の方です が、学校社会教育施設等の備品の購入ということで、4分の1程度がこの 度計上していただいております。負担金補助及び交付金ですが、同和奨 学金の経過措置分、それから特色ある学校づくりの負担金補助及び交付 金と。それから育英奨学金の経過措置、これは甲田と向原が残っており ますので、その経過措置分。福祉担い手経過措置、これは向原の方で看 護学校へ行かれた場合に奨学金を出すという制度がありまして、それの 経過措置分等が含まれております。20の扶助費でございますが小学校、 中学校の準要保護家庭の就学援助費が2分の1程度計上してございます。 貸付金は安芸高田市の奨学金が新たに出来ておりまして、これは一般対 策でございますが、それの2分の1が計上してございます。以上、教育総

学校教育関係につきまして、杉山課長の方に渡します。

務費関係の説明を終わらせていただきます。

杉山学校教育課長

委員長。

桑岡委員長

杉山学校教育課長。

杉山学校教育課長

学校教育課長の杉山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは歳入の方でございます。16ページをご覧いただきたいと思い ます。 教育費負担金でございます。節の小学校費負担金13万8,000円、それ と2の中学校費負担金2万9,000円、これはいずれも学校健康会の一部負 担を保護者からいただくお金でございます。

それから25ページ、教育費県補助金でございますが、社会教育費補助金の中でスポーツエキスパート事業補助金、これは吉田中学校のクラブ指導の謝金の補助金でございます。

それから26ページでございますが、県支出金の内、統計調査委託金でございます。学校基本調査委託金、これは存目の1,000円を計上しております。

それから33ページをご覧いただきたいと思います。

18の諸収入の内、雑入でございます。下から6行目教育総務課関係雑入、学校教育課関係雑入がありますけど、教職員の私用電話の雑入でございます。

それでは歳出の方へ参りたいと思いますが、歳出の方は76ページをご 覧いただきたいと思います。

事務局費の方は教育総務課の方で説明がありましたので、学校関係。最初に小学校費でございます。学校管理費でございますが、1の報酬につきましては内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師等の経費を計上しております。それから8の報償費403万5,000円につきましては、学校評議員等々の経費でございます。それから需用費につきましては消耗品、光熱水費等々、学校施設の13校の経費が計上しております。役務費も同じくでございます。そして委託料の3,543万6,000円につきましては、パソコン等の施設機器につきましての経費でございます。これも13校分でございます。それから14の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましてはパソコンの賃借料、それと各学校施設の土地借地料が計上されております。18の備品購入費でございますが325万円、これは各小学校の一般備品と学校図書の関係を計上しております。それから19の負担金補助及び交付金の1,215万1,000円でございますが、これは各校の通学助成、あるいは特色ある学校づくりの補助、テレビ組合負担金等々が計上されております。

次に中学校費でございます。中学校は6校ありまして、1の報酬でございますが、これは小学校で説明いたしましたように学校費の関係でございます。それから7の賃金、これは臨時教諭、あるいは臨時職員、介護教諭等々の賃金を計上しております。それから8の報償費につきましては264万5,000円ですが、学校評議員、県の講師、クラブ指導、校外指導等、それから英語の関係の経費が入っております。次に需用費につきましては、義務的な経常経費が6校の経費が計上してあります。それから13の委託料でございますが、スクールバスの運転業務の委託とか、等々が入っております。それから14の使用料及び賃借料、これは借地料、あるいはパソコンの借り上げ料とバス借り上げ等の経費が入っております。

めくっていただきまして、78ページでございますが、備品購入費の15

0万円は、一般備品と図書の購入費でございます。それから19の負担金補助及び交付金でございますが944万8,000円、これは特色ある学校づくりの経費、あるいは選手派遣費、通学助成のヘルメットとか等でございましたり、合宿等の経費を計上しております。それから学校以外に寄宿舎が美土里町にありますけど、その寄宿舎の経費もそれぞれの費目へ計上させていただいております。現在寄宿舎の方は14名だそうですが、来年は10名程度になるんではないかというふうに学校の方から聞いております。

ちょっととびまして、83ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の中の学校給食費がここへ計上しておりますが、総額で7,492万4,000円、これは市内には5ヶ所の給食センターがあります。それの経費をそれぞれ計上させていただいております。甲田の給食につきましては自校式ということで各小学校内へ給食室がありまして、そこで調理をいたしております。以上、学校教育課の方の説明を終わりまして、幼稚園の方の説明をさせていただきます。

田丸吉田幼稚園長桑岡委員長田丸吉田幼稚園長

はい、委員長。

田丸吉田幼稚園長。

はい、吉田幼稚園長の田丸でございます。よろしくお願いいたします。それでは幼稚園費について説明をさせていただきます。

78ページをお開き下さい。

幼稚園費1の報酬でございますが嘱託保育士と内科、歯科検診の医師への報酬でございます。2、3、4は職員3名の給与費でございます。7賃金でございますが、臨時職員の賃金等でございます。8の報償費は研修会の講師謝礼等でございます。9の旅費は職員の研修会参加時の旅費でございます。11需用費64万円でございますが、主なものといたしまして事務的消耗品、燃料費、光熱費、修繕費等でございます。12役務費でございますが、主なものは電話代と浄化槽の検査手数料でございます。13委託料でございますが、業務委託料として警備委託料、消防設備点検委託料等でございますが、業務委託料として警備委託料、消防設備点検委託料等でございます。14使用料及び賃借料でございますが、土地の借り上げ料とコピー機のリース料でございます。16原材料費、砂場の砂、園庭のまさ土等でございます。18の備品購入費は一般備品費と園児の図書でございます。19負担金補助及び交付金ですが、広島県国公立幼稚園連名への負担金、日本体育学校センターへの負担金でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

16ページをお開き下さい。

3の教育費負担金の方で、3の幼稚園費負担金でございますが154万円は幼稚園保護者の負担金でございます。終わらせていただきます。

河野生涯学習課長

委員長。

桑岡委員長

河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長

生涯学習課の河野と申します。よろしくお願いいたします。座らせて説明させていただきます。

それでは所管いたします生涯学習課の関係でございますが、まず歳入 の関係で17ページをお開き願います。

8目の教育施設使用料1,697万5,000円でございますが、その内訳としまして2節の社会教育施設使用料239万1,000円、これにつきましては公民館使用料62万3,000円。文化施設使用料、これは資料館でありますとか四季の里等の文化施設でございますが176万8,000円。それから3節の保健体育施設使用料1,458万4,000円でございますが、学校開放施設使用料31万5,000円、体育施設使用料1,426万9,000円、体育施設等につきましてはB&G海洋センターでありますとか運動公園、サッカー公園等の使用料でございます。

それから20ページをお開き願います。

存目でございますが、6目の教育費国庫補助金、5節保健体育費補助金、 存目でございます。

それから25ページをお開き願います。

8目の教育費県補助金でございますが、その内2節の社会教育費補助金、これも存目でございますが、子育て支援費補助金、それから人権教育市町村助成事業費補助金、これにつきましてはこの編成時期につきましては県補助金でございましたが、16年度以降交付税算入ということで変わっております。

それから33ページをお開き願います。

雑入の関係でございます。生涯学習課関係雑入200万でございますが、 この内訳としましては資料館等での図録図書販売、それからコピー代、 電話代、それからスポーツ振興くじ助成金等々が入っております。

次に歳出でございます。79ページをお開き願います。

5項の社会教育費、1目の社会教育総務費6,823万3,000円でございますが、人件費の他に社会教育総務管理費、生涯学習推進事業費、国際交流事業費、社会教育施設管理費等の経費でございますが、1節の報酬、これにつきましては社会教育委員でありますとか、社会教育指導員等の報酬でございます。需用費、成人式等に関係する需用費、それからその他学習会等の需用費でございます。委託料でございますが、IT技術講習会での講師委託料等でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、各種講座講習会等でのバスの借り上げ代でありますとか、施設の下水道使用料等でございます。

次のページを80ページをお開き願います。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、文化団体等への補助金でございます。2目の公民館費7,845万9,000円でございますが、これは各町にございます公民館の施設の管理費及び運営費でございます。主なるものといたしましては、1節の報酬でございますが、公民館運営審議会等の委員報酬。その他13節の委託料でございますが、これは施設管理に伴う委託料でございます。それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、各公民館での活動団体での補助金等でございます。それか

ら3目の図書館費715万8,000円でございますが、この内訳としましては 田園パラッツォの図書館、甲田町図書館、主に2款に関わる運営費施設 管理費でございます。主なるものといたしまして18節の備品購入費でご ざいますが、これらにつきましては図書等の購入費でございます。

それから81ページでございますが、4目の人権教育費515万8,000円、これにつきましては市民部の人権推進課と連携しながら進めるものでございますが、住民学習でありますとか講演会等に関係する費用でございます。それから5目の文化財保護費451万1,000円でございますが、主なるものといたしまして施設の文化財の管理費でございます。

次のページを82ページをお開き願います。

13節の委託料でございますが、史跡の管理作業、委託でございます。 19の節の負担金補助及び交付金でございますが、芸能保存会等への助成金、子ども歌舞伎保存会等の補助金でございます。それから6目の文化施設費7,884万3,000円でございますが、これにつきましては主なるものとしまして人件費の他に施設としまして吉田町歴史民俗資料館、文化創造センター、四季の里、田園パラッツォ、ミューズ、それぞれの運営費に関わるものでございます。主なるものとしまして委託料、施設管理に伴う委託でございまして、清掃委託でありますとか施設の点検委託等でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、これらにつきましては施設の運営団体等への助成金でございます。

次に83ページでございますが、6項の保健体育費、1目の保健体育総務費2,288万2,000円でございますが、これはスポーツ振興費を計上をしております。主なるものとしまして1節の報酬でございますが、これは体育指導委員等の報酬でございます。それから19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは各町の体協への補助金でありますとか、スポーツ少年団への補助金でありますとか、三矢の里スポーツクラブの補助金等でございます。

次に84ページをお開き願います。

3目の体育施設費でございますが、教育委員会に関係するものは15節の工事請負費を除いておるものでございますが、関係する施設としましては総合運動場ということで、吉田運動公園、サッカー公園、それから美土里の運動公園、それから各町にございます体育館、プール、それから美土里の交流空間、これは美土里町にあります研修棟、宿泊棟の施設でございます。それからB&G海洋センターの施設、これらの施設の運営費、施設管理費等の計上でございます。主なるものとしましては13節の委託料、これは運動公園、サッカー公園、芝管理等に関係する委託料でございます。海洋センターに伴う清掃でありますとか浄化槽の点検委託料等でございます。以上で生涯学習課の関係の説明を終わらせていただきます。

桑岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉原委員 委員長。

桑岡委員長杉原委員。

杉 原 委 員 杉原洋です。小学校、中学校の敷地の借り上げが出ておりますが、 これはどの地区のどの学校か、またいくら借り上げ料を出しておられる のか、お尋ねいたします。

桑岡委員長 暫時休憩します。

桑岡委員長 再開いたします。

杉山学校教育課長委員長。

桑岡委員長杉山学校教育課長。

杉山学校教育課長 学校関係の土地の借り上げ料につきましては、まだ集計を現在して おりません。後ほど集計した資料を提出させていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

杉原委員 委員長。

桑岡委員長杉原委員。

杉 原 委 員 杉原です。どの地区で小学校が何校あるのか、中学校が何校あるの か、併せてお尋ねします。

杉山学校教育課長委員長。

桑岡委員長杉山学校教育課長。

杉山学校教育課長 吉田町が3校、八千代町が2校、小学校ですね。美土里町が1校、高宮町が3校、甲田町が3校、向原町が1校でございます。中学校については各町とも1校ずつでございます。

杉原委員 委員長。

桑岡委員長杉原委員。

杉 原 委 員 私は尋ねておりますのは、学校の数はわかっとります。私が尋ねとるのは借り上げておられる、学校の敷地を借り上げておられる学校が何校あるのか、どこの町にあるのかいうことを尋ねとるんです。

杉山学校教育課長委員長。

桑岡委員長杉山学校教育課長。

杉山学校教育課長 その資料につきましてはですね、今集計をした資料がありませんの で後ほど提出させていただきたいというふうに再度答弁させていただき ます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

今 村 委 員 委員長。

桑岡委員長 今村委員。

今 村 委 員 ちょっと総括的なことでお伺いをしたいと思うんですが、今回の予算がですね、暫定予算ということでございますが、一方組織的にはですね、教育委員会が私は暫定的なかたちでというふうには捉まえておらん

わけでございます。今後新市になりまして新しい教育委員会の機構制度 も、こういったかたちで決定したわけでございます。それでこれからの 現在の教育委員会がですね、今後の新市における教育行政のどういった ような位置付けにあるのか、そして仮に暫定的な予算とは言いながら、 それを受けてですね、暫定の後には本格的なというかたちでの行政にな ろうかと思いますが、そこへ橋渡しと言いますか、そういう位置付けに ついてですね、どういうふうにお考えになっているのか、お伺いをした いと思います。

是貞教育長 桑岡委員長

委員長。

是貞教育長。

是貞教育長

はい。今村議員さんのご質問ですが、新市における教育委員会の位置付けはどうかということでございます。安芸高田のキャッチフレーズが「人輝く安芸高田」というキャッチフレーズで新市が発足しております。そこの中での教育委員会の役割というのも、人輝くという人づくりというものは非常に大きな役割を果たしていると思います。教育委員会もキャッチフレーズといたしまして、今これは仮ではございますが、「未来に輝く安芸高田の教育」という気持ちを強くそういう方向で進めたいと。教育プランという中で、未来に輝く安芸高田の教育ということで、基本的にはそういう方向を、今考えておるところでございます。それと暫定の後の扱いということでございますが、やはり合併したからといって教育が低下してはいけないと先ほど申し上げたと思いますが、そういう意味でやはり本予算への繋ぎというのは非常に大事にしなければいけないというように思います。空白があってはいけないと。学校教育も子ども達が毎日学校へ来ておりますので、停滞をしないように教育行政を進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

浮田委員 委員長。桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員

浮田でございます。教育長にお尋ねをいたします。今さら私が申すまでもないことですが、一応教育の推進についてはですね、学校教育、家庭教育も当然重要でありますが、私は今の現状からしたら、就学前教育の充実を安芸高田としてしていかなきゃいけんのじゃないかというふうに思います。そこの中でですね、今安芸高田市の現状を見ますと町立幼稚園が一応向原の問題がありますので、あとちょっとお聞きしたい点はありますが、私が把握しとるのは市立幼稚園が2ヶ所、そして私立幼稚園が1ヶ所あります。それで一応保育園はそれぞれの町にありますが、美土里町、高宮町、甲田町には幼稚園は今んとこありません。そういうかたちの中でやはり今後ですね、新市において保護者のニーズ等を踏まえながら、幼稚園は無論ですが、保育園においてもさらに就学前教育の充実を図っていく必要があると思うわけでございますが、そこでですね、新教育戦略プランの中で高田郡6町教育プラン策定委員会の中でですね、幼稚園、保育所の適正配置について地域によっては隔たりがないように

市内全体のバランスを視野に入れながら、幼稚園と保育所の統廃合を検討し、適正配置を計画的に行う必要があるということが掲げられております。そういうことからすれば、当然市としても財政的に厳しゅうございますので、一応県の指導要綱にもありますように、やっぱり市でなしに民間に委託するという方向付けで今後幼稚園はもちろん、保育園でも考慮される必要があるかというふうに、私考えますが教育長としてどのようなお考えなのか、そこらについてお聞きしたいと思います。

是貞教育長 桑岡委員長 是貞教育長

委員長。

是貞教育長。

はい、浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。議員さんに言わ れましたように就学前教育というのはやはりこれからは一番大事ではな いかというように思っております。今の社会情勢等を思った時にですね、 即効性は就学前教育はありませんが、将来の小学生、中学生、高校生、 大学生とそれぞれ発達段階の基礎になるところでございますので、非常 に大事な教育であるというように考えております。今、幼稚園は現在は 吉田町と向原町にございます。私立は1つあるということでございます が、向原町につきましては3月31日をもちまして閉園ということになり ます。ですから幼稚園は安芸高田市には吉田幼稚園、公立ではですね。 それからその他は私立が1校ということになろうかと思います。いろん な幼稚園と保育所というのは、それぞれ指導の内容というんですか、内 容的な中身は今殆ど同じになりましたが、保育所は保育指針というのが ございますし、幼稚園は学習指導要領というものに基づいて教育が行わ れているとこでございますが、その中身につきましては厚生労働省と文 部科学省が協議をいたしまして、今殆ど中身は学習指導内容は同じにな りました。ですから保育所も、幼稚園も中身的には同じような教育を進 めていると、保育を進めているというように思います。それをいかに学 校教育へ繋いでいくかということだと思いますので、小学校と保育所、 幼稚園との連携というものを今まで以上にやはり密にしながら、取り組 んでいかなければいけないというように思います。特に私向原におりま したから、向原の幼稚園と小学校の連携という場面で感じたのは、食事 のこととかですね、普段の遊びとか、あるいは細かいことを言えば鉛筆 の持ち方もですね、幼稚園の時代からもう変わっておるというような状 況を、具体的に実際に小学校からの話を聞くというようなことで、就学 前ということで幼稚園と、あるいは保育所と小学校との連携というもの は非常に大事だなということを痛切に感じておるとこでございます。そ ういう意味で就学前教育をさらに進めるということにつきましては、進 めなければいけないと思いますし、これは保育所ですから、教育委員会 とはちょっと管轄が違いますので、その辺との連携を取りながら保、幼、 小の連携をさらに進めていくという教育を進めたいと、このように考え ております。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員

浮田です。今の問題で一応関連性でございますが、向原がああいうことになりますと、公立の幼稚園は吉田町に1つということになろうと思いますが、そこでですね、今教育長が申されましたように、将来的には私非常に財政的に厳しいんで、国、県が当然民間委託というような方向で行っとるんで、そのような方向で行って欲しいと。そういうような流れにして欲しいというふうに思います。と言いますのがですね、県下の幼稚園の数の14年度を見ますとですね、公立が117、私立が200校となっとるわけですね。私立の方が多い状況なんです。そういう状況を踏まえて対応していただきたいのが1点とですね、もう一つは園長の兼任ですね、公立の問題につきましてね。これがですね、今の兼任の方が14年の調査でございますが、58%が兼任。専任より多いわけですよね。そういう問題を踏まえると、当然今後ですね、人件費の削減なり、あるいは幼稚園と小学校の連携をより深めていくという見地から立ちますと、私はやはり将来的にですね、兼任する必要があるんじゃないかというように思いますが、その点について教育長の答弁をお願いします。

是 貞 教 育 長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長

浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。公立と私立の幼稚園の割合、かなり公立が減ってきているという現状も聞いております。民間委託ということでございますが、そういうことにつきましてはこれからしっかり勉強をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

明 木 委 員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。

明木委員

はい。今の関連的なところもあるんですけど、まず一つがですね、確かに就学前教育っていうのは大事です。その中でですね、それは必要なんだけど反対にですね、財政難ということで非常に叫ばれてるのが保育園の統合とかですね、統廃合、小学校の統廃合ということが問題にされてくるのがこの間の答弁の中にもあったと思うんですけど、そういう中でですね、やはり教育費をですね、削減することが本当に町づくりにいいのかということが大事なところじゃないかと思うんですよ。確かに統廃合というのは必要かもしれませんけど、であればですね、今言われたように幼稚園を、保育園の統廃合においてですね、幼稚園を増やすとかですね、保育園の数を減して幼稚園の数を増やすとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思われますし、まだですね、小学校については統廃合を行う必要性が出てきた時にですね、例えばその中でもアウトソーシングの小学校を作るとかですね、これは私学ですよね。外部に委託して小学校を運営さすとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと思われますけど、その辺についてはどのようにお考えかということ

をお聞きしたいのと、向原幼稚園、また今回丹比西小学校が廃校となり ました。その辺の後をですね、どういうふうに使われようとしているの か、もし何か決まっていればその辺を教えていただきたいというのが2 点です。お尋ねします。

是貞教育長 委員長。 桑岡委員長

是貞教育長。

是貞教育長

明木議員さんのご質問にお答えいたします。統廃合という問題が今お 話に出ましたが、そのことにつきましては今私がここでどうします、こ うしますということは言えないと思いますので、この点につきましては 教育委員会事務局、あるいは福祉保健部になりますか、そういうところ との関連もございますのでしっかり私たち自身も勉強をこれからしなき ゃいけない問題ではないかというように思います。それから向原町のこ ばと園、幼稚園につきましては、向原町の保育といいますか、幼稚園と いうのは、3歳までは保育所に通い、4歳、5歳は幼稚園になるというこ とで取り組んでおりますので、幼稚園部門が無くなりますので全員が幼 稚園の代わりに保育所へ入所して保育を受けるというように変わります。 丹比西の後の利用につきましては、まだ今のところ私はどうなるかちょ っと聞いてないんで、ちょっとお待ち下さい。隅田係長の方に答弁をさ せます。

隅 田教育施設係長

委員長。

桑岡委員長

隅田施設係長。

隅田教育施設係長

はい、教育総務課施設係の隅田です。どうぞよろしくお願いいたしま す。私、吉田町出身でございまして、丹比西小学校の問題につきまして も関わってきましたので、私の知ってる限りのお話させていただきます。 丹比西小学校ですね、跡地検討委員会を地元の方に設置いただきまして、 昨年の2月ですかね、答申を旧吉田町時代に答申をいただきまして、そ の結果を町長等に報告いたしまして、この問題につきましては基本的に は地元としては跡地は更地にするいう考えなんですが、体育館の処分が 非常にできませんので、体育館は社会体育施設として利用していきたい いう地元の考えがございます。そこにはトイレ等はございませんのでそ こに隣接しております大江保育所、これを潰しまして、そこにトイレ、 それからミーティングルーム等、これを設置する計画で現在新市の方に お願いしてきたところでございます。以上です。

桑岡委員長

質疑の途中でございますが、11時15分まで休憩を取ります。

午前11時02分 休憩 午前11時13分 再開 

桑岡委員長 再開いたします。

明 木 委 員 委員長。

桑岡委員長 明木委員。 明 木 委 員 はい。文化施設における事業関係なんですけど、現在ですね、ここに 上程されてます中には、事業費というものが含まれてないんじゃないか なと思われるんですけど、文化施設の運営をしていく上でですね、特に 田園パラッツオとか、ミューズとか、四季の里とかですね、ここで事業 を行っていく上での事業費というのが見あたらないんですけど、それは どこに計上されているのでしょうか。それとも、この先4ヶ月は事業は

されないというようなお考えなのでしょうか。

河野生涯学習課長

委員長。

桑岡委員長

河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長

ただ今のご質問でございますが、需用費でありますとか委託料、補助金等にその運営に係るものが入っております。以上でございます。

今 野 委 員桑岡委員長

委員長。 今野委員。

今 野 委 員

教育長にね、お尋ねしますけれども、国のね、方針として国を愛する 教育をするんだというようなことを教育改革、そこらがですね、テレビ 等でですね、話題になっておりますけども、おっしゃる通りですね、や はり地域を愛するような子どもがね育てにゃいけん。特色のある教育を するんだと、これは的を得たお考えだと敬意を表しておりますけれども、 ここでですね、登校拒否といいましょうかね、相当数の児童がですね、 学校へ行ってないと。これがですね、あいては大きくなったら引きこも りと、こういうことになりましてね、こまい時からですね、自殺を考え とると。これはね、学校へ行かれない子どもはですね、相当な悩みと言 いましょうか、死を考えてのことだと思うんですよね。これはね、学校 だけに責任があるというのではない。現下の社会情勢の中でですね、や はり家庭においても地域においてもですね、やっぱり少子化がなりまし とるためかどうかしりませんけども、いろんな要因があると思いますけ れども、教育委員会、教育長におかれましてはですね、そこらあたりを ですね、なぜこうなるかというところ、いろんな要因があると思います けれども、どこが要因なのかと、専門ですから把握されとると思います けれども、そこら辺りをですね、解決するのにですね、どのようなお考 えを持って対処されるか、これをまず1点お聞きしたいと、このように 思いますね。それで冒頭に申しましたけれども、やはり国を愛する教育 ということになりますと、どうしても国歌斉唱と統一したところでです ね、この問題が出てくるんですけれども、学校の式を見ましてですね。

桑岡委員長 今野委員

桑岡委員長 今野委員さん、途中ですが、予算のことで。

今 野 委 員 これは関連で聞きようるんですから。ここで聞かんにゃあ、聞くところはない。ということでですね、国歌を歌う先生もいらっしゃる、歌わない先生もいらっしゃる、児童はこまい声で歌う。ここら辺りから精神的なものがですね、登校拒否につながると、このようなことも考えられるんですけども、そこら辺りの教育長の見解をですね、お聞きしたいと思います。

是貞教育長 委員長。 桑岡委員長 是貞教育長。

是貞教育長

今野議員さんのご質問にお答えをいたします。不登校が多くなったと、 それの原因もいろいろあるんではないかというご質問でございますが、 現実に何人という数は今ちょっと把握しておりませんが、15日、17日と 小中学校の校長先生とヒヤリングをしたわけですが、不登校が何名おる ということを聞きました。年々増えてきておるんかなというような状況 で、大変危惧をしております。県の教育委員会からも特にその点を重点 を置こうという取り組みが来年度は組まれておるようでして、小学校6 年生から中学校に入ったところの不登校が増えておるという状況でござ います。中学校へスッとよう入っていかないというところもあるんでは ないかというように思います。そういう意味で来年度は小学校にそうい う子ども達がスッと中学校へ進学出来るようにということで、県もかな リ予算をつけて先生を付けるという話も聞いておりますので、そういう のが安芸高田市の方でも該当すれば派遣していただきたいなという気持 ちは持っております。ですが、それはあてにはできませんので、やはり 6年生の指導というのが一つのポイントになろうかというように思って おります。また学校だけの責任ではないんではないかというお話もござ いましたが、当然、学校と家庭というのは両輪でございまして、さらに それに地域というものも今は携わっていかないと、子どもの教育はなか なか進まないという現状があろうと思います。親と学校の連携をまずよ く取るということが第一だと思います。さらに現在は中学校単位になり ますが、そこにスクールカウンセラーを配置いたしております。その辺 での子ども達との、あるいは親とのスクールカウンセリングによって子 ども達の心を開くというようなことも取り組んで行きたいというように 思っております。学校と家庭が協力をしながら、そして専門的なそうい ったカウンセラーによる指導等によって、不登校については対処してい きたいなというように思っております。国歌斉唱とそれに関することで 学校へ行きたくなくなるんではないかということもございますが、ご承 知いただいておりますように、平成10年から県の教育委員会が是正指導 を当時の文部省から受けまして、それ以降いうのは当時の高田郡でござ いますが、一致協力して是正指導をやり遂げようということで、当時の 教育長が協力して取り組んできたところでございます。その結果、法規 法令に基づいた学校運営いうものが、かなりできてきたというように思 います。さらに地域に開かれた学校ということもかなり進んできたよう に思います。そういう中で、国歌斉唱の時の子ども達の声、先生方の声 というのも年々大きく会場に響き渡るような声になってきておるんでは ないかというように思います。さらにこれも今は教育では、是正から改 革へということで取り組んでおります。そういうことでさらにそれが不 登校へ繋がるということにつきましては、極力それは避けなきゃいけな いと思いますが、押しつけということではないんですが、指導というか

たちの中で、こういうものは進めていきたいというように考えておりま す。以上でございます。

今 村 委 員 委員長。

桑岡委員長 今村委員。

今 村 委 員

歳入面について2件ほどお伺いをいたします。国庫支出金としてです ね、今回は存目というかたちで上がっておるわけでございますが、20ペ ージでございます。この補助金のですね、今年度の見通しについて、ど ういうふうに思われているのか、そういった情報が入ってるのかどうか、 そしてこの金額についてはですね、いつ頃決定するのかということをお 聞きしたいと思います。それから県支出金の内、教育費の県補助金の問 題でございますが、先ほどの説明の中では社会教育費の補助金の内です ね、従来人権教育に関する町村助成というかたちであったわけでござい ますが、今回から今年から交付税算入だというご発言だったと思います。 これに変更した経緯はどういったところにあるのか。それから仮に交付 税算入いうかたちでされた場合にですね、いくらぐらいの補助金に相当 するものが算入されるご予定なのか、わかればお願いをしたいと思いま す。以上でございます。

桑 岡 委 員 長 暫時休憩します。

午前11時26分 休憩 午前11時27分 再開 

桑岡委員長 再開いたします。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長新川総務部長。

新川総務部長

歳入の関係についてご説明をさせていただきます。交付税措置という ことでありますが、現在新市のですね、本予算の算定事務に係らせてい ただいております。当然ご承知いただいておりますようにですね、国の 三位一体改革のですね、基本報告に基づきまして国庫補助金等の削減、 4兆円程度の目標でですね、削減を実施いたしております。そういう状 況の中でこの額がですね、いくらというのは交付税の中に入ってきます のでですね、非常に不明確な関係でございますので、ご理解をお願いし たいと思っております。それと総括的な歳入の関係につきましてはです ね、現在予算の歳出等を要保護、準要保護等のですね、そういう状況を 見まして新年度の中で補助金申請の中で明らかにさせていただきたいと 思います。事業費が確定しないと算出できないという関係がありますの で、ご理解願いたいと思っております。以上です。

名川委員 委員長。

桑岡委員長名川委員。

名 川 委 員 お尋ねをいたします。80ページにあります公民館費の中でですね、こ れは暫定ということで4ヶ月分かと思うんですが、公民館の予算の中で 八千代町の1,747万9,000円という突出した予算がこの分だけほどは年間のが組んであるんですか、それともやっぱり同じような4ヶ月分だとすれば何か別なものがあるんですか。

河野生涯学習課長委員長。

桑 岡 委 員 長 河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長 冒頭、教育長の方から説明があったかと思いますが、義務的経費の委託料でありますとか、年間を通して必要なものは計上させておりますので、この件につきましては年間というふうにお考えをいただきたいと思

います。

名 川 委 員 委員長。

桑岡委員長名川委員。

名 川 委 員 そうすると、後の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11ですか、のものは4ヶ月と。なぜこの分だけが年間にしてあるんですか。

河野生涯学習課長委員長。

桑岡委員長河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長 八千代町公民館につきましてはフォルテの関係で年間委託になっております。その他の施設につきましては約3分の1でございます。

名川委員 委員長。

桑岡委員長名川委員。

名 川 委 員 フォルテの関係という公民館活動とフォルテとはどういうような関係 で運営が共通したというか、予算計上の中でありますかね。フォルテと いうのは第3セクじゃないですかね。

河野生涯学習課長委員長。

桑 岡 委 員 長 河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長 公民館の類似施設ということで、こちらに計上しております。

名川委員 委員長。

桑岡委員長名川委員。

名 川 委 員 今の答弁の中にありました、フォルテは公民館と類似というふうなことですが、整合性というものはどういうものかということを聞いとるんです。公民館とフォルテのね。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長新川総務部長。

新川総務部長 予算の関係でちょっと補足を説明させていただきたいと思います。八

千代町におきましては第3セクターでフォルテを運営されております。 そこの2階部分をですね、生涯学習の環境の場として旧町においてです ね、2階部分の管理を町で購入をされております。そういう関係で教育 委員会においては公民館の類似施設という、2階部分のみですね。のみ を類似施設という関係でそこを利用する関係で、八千代町公民館という 位置付け方をさせていただいとるとこでございます。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡 田 委 員 岡田です。質問が出とるんですが25ページのね、この交付税算入いう ことがありましたよね。そいじゃがそれは事業はわからんで、まだわか らんいう話でしたが、その地方交付税いうのはわしは素人でおたくらが 一番よう知っとってんですが、国から県にきて県から市町村へ来るわけ ですから、これは県補助金じゃから。県補助金が地方交付税に算入され るということがわかった時点でこれはここへ付けられんでしょう。それ 1点と、それからこの人権学習とか人権推進とか、この市民部と共同す る事業、ページ数で言いますと81ページにね、河野さんが言われました、 この市民部と共同で連携して行うものと。連携するのはいいんですが、 予算管理は市民部がするんですよ。問題はこれまでも、合併までもいろ いろこういう論議をして来ましたけども、人権とは言うものの、以前に ありました同和対策事業はいろいろ変わりまして、教育の面でも、それ から行政の上でもこの合併協定書の中にもありますけども、同和事業を 存続しながら随時解消していくということを合併協定でもうたっており ますが、この予算上ではその文言は見えてこんわけです。ですから複雑 極まることになるんです。学校教育のにおいても地域学習においても。 先ほどの共同事業の問題については、予算だけは市民部が管理するが、 実際はこの教育が担当するのか、この2点をお伺いしておきます。

新川総務部長 桑岡委員長 新川総務部長

委員長。

新川総務部長。

ページ数25ページの社会教育費の補助金の人権教育市町村助成事業補 助金1,000円の存目を計上させていただいておりますが、本予算の中で はですね、交付税関係と整理をさせていただいて、計上させていただき たいと思いますので、交付税措置ということになりますと、ここの項目 を削除させていただくようになろうかと思います。本予算の方で調整を させていただきたいと思っています。それと人権教育との予算のこの貼 り付けの関係でございますが、当然岡田委員さんおっしゃるように、教 育委員会部局と市長部局、当然ですね、そういう役割というものは出て こようかと思いますが、先日来からもお願いをさせていただいておりま すように、旧町村のですね、予算というものを骨格を今回暫定予算とい うことでさせていただいた関係でですね、これは本予算の編成の時点で 市長部局の方と教育部局の方で調整させていただいてですね、再度予算 の方も整理をさせていただきたいと思っております。ただ、予算の支出 につきましては、その教育費の中に無いから執行できないとか、そうい うものではございませんので、それは両課にまたがる予算というものは ですね、当然出てくるんではなかろうかと思っております。ご理解よろ しくお願いいたします。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

25ページの関係で申しますと、私は素人ですからわかりませんけども、 岡田委員 同和事業そのものが終結した時点でですね、各町村においてはそういう

事業を存続する町村もあり、市もあり、全国的には無いところもたくさんあるわけですよね。国の方は地方交付税算入というのはきれい事でありまして、現段階で言いますとこの広島県にこういう例えば県補助金で各町村で下ろして来とったと。ところが地方交付税いうか、三位一体ですか、この財源厳しい折に国の方はそういうどういうんですか、県に下ろしてきた地方交付税の中から、町村にこの同和事業存続町村に対しては県補助金というのを貼り付けとったけども、今年の場合はそれが出来なかったという私の考えですが、そういうことはご承知しとってんないですか。いかがですか。

水戸教育次長 桑 岡 委 員 長 水戸教育次長 委員長。

水戸教育次長。

ただ今の質疑に私の方からお答えをいたしたいと思いますが、ご指摘 いただいておりますように同和対策事業というものは、円滑なる移行を もって一般対策でという方針が出ております。従いまして先程来ご指摘 いただいておりますように県の補助事業は廃止となって、いわば一般対 策で交付税措置の中でこれまでの対策を進めて下さいということなんで すけれども、同和対策事業という観点に特化せずに、一般的に同和対策 をも含めた、その同和教育をも含めた人権教育を推進して下さいという 方向付けになっております。従いまして広島県の方も人権教育、人権啓 発の推進に関する法律に基づきまして、広島県の人権教育推進プランと いうものが県の方からも出ておりまして、ただ予算的な流れとしまして は、一般対策で交付税措置の中でいくらかみてあるからこれで進めて下 さいというのがベースでございます。そういたしますと各町実施してお る町も、そうでない町もございましたけれども、何らかのかたちで6町 の中では人権問題講演会であったり、人権啓発研修会であったり、それ から美土里町でございますと地域住民学習会であったり、高宮町さんで すとヒューマンワークといったような取り組みの中で、いわゆる差別を 無くした明るい地域づくり、あるいはこれからの地域振興を考えていこ うという取り組みがなされておりました。従ってそれは旧町単位ではそ れぞれ社会教育の観点で予算を計上いたしておりましたので、先ほどと 重なった説明になろうかと思いますが、そういったものを今回集約しま したものですから教育費の中の方へ集約した予算が出てきたと。これか らの考え方でございますけれども、各町村の人権に関する関係につきま しては、本庁でいえば市民部の人権推進室もございますし、各町村では、 旧町村の支所では、それぞれ支所長部局の方にそのセクションがござい ます。従いまして、そことの連携いうことで教育に関する観点からの社 会教育、あるいは生涯学習を含めた観点での人権教育というものは、当 然教育委員会部局も他の講演会とかいろんなかたちでもっていく必要が ございますけども、この事業に対しましては先ほどのようなことで新川 部長の方からも説明がございましたが、新しい新年度予算の中ではそこ らの取り組みの体制も整理する必要があるんだろうという考えを持って

おるとこでございまして、ベースのところでは人権啓発、あるいはそういった観点では同和教育を特化しないかたちでの一般対策で、今後進めて参る必要があるという認識でございます。

山 本 委 員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員

山本です。84ページの体育施設の費についてお伺いします。6町合併いたしまして私もまだようわからん点がたくさんございますのでお聞きするんですけど、体育館施設の管理について総合運動場とかグランド、体育館とかいろいろ書いてありますが、総合運動場については8,147万9,000円のこれは先ほど名川議員さんがおっしゃったように4ヶ月分の暫定なのか、全てそれは4ヶ月分の暫定と見なしていいのか。それと市として体育施設の管理をするのには各町にどのグランドをどこにあるとか、体育館はどことどこかというような、詳細のものが示していただくといいんじゃないかと思うわけですが、その資料が出来れば今でなくてもいいですから、お願いしたいと思うわけですが、そこら辺ちょっと今の室内温水プールから上の予算見ますと、1億1,000万以上のこの管理の運営予算になっとりますが、全てが4ヶ月分の暫定予算なのか、お伺いします。

河野生涯学習課長

委員長。

桑岡委員長

河野生涯学習課長。

河野生涯学習課長

ただ今のご質問でございますが、海洋センターでありますとか、総合運動場の芝管理等ございますので、急いで管理をする費用もありますので、全部が3分の1というふうにはなっておりません。急ぐものは計上してあるということでございます。それから市内の施設でございますが、そういった資料も準備したいと思います。

山 本 委 員 委員長。

桑岡委員長 山本委員。

山本委員

全部が3分の1ではないというんでは、ちょっと答弁として不透明になりまして、総合運動場は今の吉田のサッカー運動場とかいろいろあるわけであろうと思いますんでわかるんですが、やはり金額が太いので、これが3分の1とか、これは1年間のとかいうのが、もうわかっとるんじゃないかと思うんですが。

新川総務部長

委員長。

桑岡委員長

総務部長。

新川総務部長

はい。総合運動場の8,147万9,000円のことについて、お答えをさせていただきます。この点につきましては旧吉田町の吉田運動公園の管理委託、またサッカー公園の芝管理委託、サッカー公園の管理棟の委託、これをですね、地域振興事業団に1年間管理委託の方でさせていただきます。そういう関係で主たる事業については年間を通しての予算額をですね、計上させていただいておるとこでございます。後の施設につきましては、4月から7月までの管理運営等の経費を計上させていただいており

ます。以上でございます。

山 本 委 員 はい、わかりました。後はみな一応3分の1の予算いうことですね。 はい。理解いたしました。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長塚本委員。

塚本委員

塚本です。教育委員会、非常に幅が広うございまして、各種団体への 補助金等も幅広く行われております。団体数も私も把握しておりません し、例えば芸能団体への補助金、あるいはスポーツ団体への補助金等々 の補助金の内容等をお知らせいただきたい。それともう1点。収入の件 ですけれども、16ページ。私、幼稚園というものはあまり馴染みが無い んで、就学前の子どもは保育所も幼稚園も一緒というような考えをして おりました。教育費の負担金の中で、保護者負担分が154万円、これ先 ほどお聞きしますと44名というような話をちょっと聞いとったんですけ ども、1ヶ月に直して38万5,000円、1人あたりにしますと8,750円になる うかと思います。その反面、その上にありますちょっとこれは教育委員 会とも離れますけれど、保育所の保護者の負担金。公立が10校で私立が 2校ということで7,685万7,000円。ちょっと人数を把握しておりません ので1ヶ月に直したら平均なんぼになるかということはわかりませんけ れども、そこらの差の部分をどのように、私も先ほど言いましたように、 同じ子どもを持つ親として、片や何万円、片や8,700円というような料 金の格差が非常にでてきておるいうように思うんですよね。その点をど のように理解したらいいのか、またどのように整理していくのか。先ほ ど浮田議員さんの方から保育所、あるいは幼稚園を民営というような話 しも出ておりましたけれども、旧村において、例えば民間委託にするに ついても、民間ということになりますと採算ベースのこともあるでしょ うし、私も中山間地におる町村といたしましても、民営化出来る状況で もないと思うんですよね。そうしたことから考えると、そういう利用料 金の関係はどのようになるんかなということが感じます。そこらの点に ついてお伺いをしてみたいと思います。

田丸吉田幼稚園長委員長。

桑 岡 委 員 長 田丸吉田幼稚園長。

田丸吉田幼稚園長

はい。ただ今の質問でございますが、幼稚園費の負担金154万円はどういうことかということだったと思うんですが、幼稚園費は保護者の負担金は1ヶ月が6,000円でございます。6,000円となっております。それの11ヶ月分です。8月は長期休業ということで、夏休みということで保護者の負担金はいただいておりません。

塚本委員 委員長。

桑岡委員長塚本委員。

塚本委員

ここに提示してある金額154万円は4ヶ月分でしょ。これは現年度分ということで1年間ということですか。そうじゃないでしょ。4ヶ月分の暫定予算の収入を見込んであるわけでしょ。私が聞いとるのは金額が安い、

高いも当然ありますけども、片や同じ子どもを持つ親として、保育所へ 通学させとる親は月に3万円とか4万円とかいうものを一人負担払いよう るわけですよね。片や幼稚園で先ほど言われた6,000なんぼということ は料金格差の問題を言うとるわけです。そこらのところをどのように考 えておられるかということを聞いとります。

新川総務部長 委員長。

桑岡委員長

新川総務部長。

新川総務部長

児童福祉法に基づきます保育所の保護者負担金、確かにご指摘いただ きますように、保護者の負担金もですね、3万なり、3歳未満児になれば 5万という厚生労働省ですか、そこの補助基準の方で措置費の基準で徴 収をさせていただいております。幼稚園につきましては、先ほど教育長 さんの方からもございましたけども、文部科学省の方の所管になり、6. 000円の月額の保護者負担をいただいておるとこでございます。以上で す。

塚本委員

委員長。

桑岡委員長塚本委員。

塚 本 委 員 そこらの格差を市として今後どのように考えていくかということを 聞いておるわけです。それはそういう指導要領になっとるから、そうい うことで理解するんか。そういうことになりますと、旧村にある保育所 を幼稚園に格上げするとかいうことも当然出てくるかもわかりませんし、 そこらのところの将来的な展望を聞いとるわけです。

是貞教育長

委員長。

桑岡委員長

是貞教育長。

是貞教育長

幼稚園と保育所、中身が大分教える内容等につきましては、保育指針 とか、あるいは学習指導要領というのは同じような方向で、今進んでお るわけですが、幼稚園というのは吉田幼稚園の場合は朝9時から昼2時ま ででございます。5時間でございます。それから保育所というのは早朝 保育というのもございますし、それから夜は延長保育ということで6時 半ぐらいまで保育しとるわけでございます。幼稚園の場合は保育に欠け ない子どもということで対象にして幼稚園に通わせているところでござ います。保育所の場合には、今言いましたように保育に欠ける子どもを 対象にして保育しているというようなところで、金額的にはかなり保育 所の場合には高くなりますが、それは所得割というとこもございまして、 一律ではございません。幼稚園の場合は一律に徴収しておるというよう な状況でございます。その辺でご理解をいただければと思います。

田力。吉田幼稚園長

委員長。

桑岡委員長

田丸吉田幼稚園長。

田丸吉田幼稚園長

はい。今教育長の答弁に少し補足をさせていただきますと、保育所の 方は時間的にも朝7時半から6時半頃までみてますし、それから給食の副 食費は全部その保育料の中に入っております。幼稚園の方では給食の副 食費の方は保護者負担になりまして、6,000円の中にははいっておりま せん。保育所の方は保育料の中に全部給食の副食費、賄い費が全部入っ ております。それと保育所の方は長いですから3歳以上児でしたら3時に おやつがあります。そして3歳未満児でしたら午前中にもおやつがあり ますので、午前と午後に2回おやつがあります。幼稚園の方は2時に帰り ますのでそういうおやつとかそういうことがありませんので、そこらへ んも違いがあると思います。

水戸教育次長

委員長。

桑岡委員長 水戸教育次長。

水戸教育次長

それから塚本議員さんの方からの質疑でもう1点あったと思うんです けれども、負担金及び補助金等々の部分で、旧町6町ございまして、こ れの芸能団体でございますとか、青少年の育成団体でございますとか、 あるいはスポーツ団体でありますとか、莫大な各町抱えておるものがご ざいまして、本日ここに整理したものは持ち合わせておりませんが、後 日そのへんは提示させていただく段階で、よろしくお願いしたいと思い ます。以上です。

明木委員

委員長。

桑岡委員長

明木委員。

明木委員

その補助金制度なんですけど、補助金ていうのがどんどんどんどん縮 小されていく現状にありますよね。その中でですね、じゃあ各種団体た くさんあると思われるんですけど、これから精査していく必要も出てく るんじゃないかなと思います。その辺でですね、その補助金対象団体、 対象者に対するですね、評価基準等はこれから設けられていくのか。ど のようなかたちでそのへんを精査されていくのかということについてお 伺いします。

水戸教育次長 桑岡委員長 委員長。

水戸教育次長。

水戸教育次長

はい。ただ今のご質疑に私の方からお答えをさせていただきたいと思 いますけれども、先ほど申し上げましたように旧6町の補助金交付団体 につきましては、社会教育関係のみを考えましても、膨大な各種団体が あると思われます。またそれが高田市になりまして、つまり旧高田郡の 段階でいわばその郡として統一できるもの、それが市に移行したわけで すから、市の一つの団体として整理調整できるもの、そういったものも ありましょうし、各旧来の町で単独で非常にその町の独自な地域特性の 溢れる団体といったようなものもそれぞれあると思われます。従いまし て、そこらの今後の調整というのは十分時間をかけてやっていく必要が あると思いますけれども、市の統一した体制の中でそれぞれの皆さん方 に調整を取っていただいて、いわば一本化ができるものと、そうでない 独自性を含めたものといったようなものの整理も今後していく必要があ るというふうに十分考えておりますし、またそれらの補助金、あるいは 今後の育成方針等につきましても、個別、いろんな考え方、いろんな見 方があろうと思いますので、そこらは今後十分留意して今後の長期展望 の中で、精査整理をする必要があろうと思います。その手法については 今後また新しい教育長さん、あるいは新市の市長さん等の方針も踏まえ た上で、そのような方向で検討する必要があるというふうに考えており ますので、よろしくお願いします。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はございませんか。

浮田委員 委員長。

桑岡委員長 浮田委員。

浮田委員

最後に1点担当課長にお聞きしたいと思うんでございますが、生涯学 習のですね、推進と充実については本市の重点施策の一環でございます んで、担当課長のいうか、担当課の使命は非常に重大であろうと思いま すが、そこでですね、私お聞きしたいのが生涯学習の推進についてです ね、例えば戸河内とか府中町みたいにですね、生涯学習推進の町宣言ま で徹底的にやられるんかどうか、そこについてお聞かせいただきたいと 思います。

是貞教育長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是 貞 教 育 長 浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。生涯学習の推進という のは社会教育の中で非常に大事なものだと思いますし、推進は積極的に 進めなければいけないと思っております。生涯学習の宣言とかいうこと につきましては、今後新市長との話し合いいいますか、方針等に基づき まして考えていかなければならないというように思っております。

熊 高 委 員 委員長。

桑岡委員長熊高委員。

熊 高 委 員

1点だけお伺いしますが、予算書の83ページ、給食センターについて 先ほど説明がありましたが、甲立は自校式ということでありましたが、 これも新市長が決まってある程度調整するという部分もあろうかという ふうに思いますが、先ほどの補助金とか助成金、そういったものと同様 にですね。ただ今の段階で自校式がいいのか、あるいは給食センター方 式がいいのか、これまでの経緯を踏まえてですね、お考えがあればお聞 きしたいと思うんです。

是 貞 教 育 長 委員長。

桑岡委員長 是貞教育長。

是 貞 教 育 長 はい、学校給食センターのことでございますが、このことにつきまし ても今すぐ結論が出るということではないと思いますが、将来的にはい ろいろ考慮しなければいけないという問題も出てくるかもわからないと 思っておりますが、現状では今のまま甲田町には3校に学校給食センタ ーがございますが、それを運営しながら将来の方向性というのは考えて いきたい、こう思っております。

熊 高 委 員 委員長。

桑岡委員長 熊高委員。

熊 高 委 員 今の段階では私もどちらがいいとか悪いとかいう議論は避けたいと思

いますが、ただ今食の安全とかですね、土産土法とか、地産地消とか、 ことも含めて我々中山間地でありますんで、その地域の食材を使ってと いうようなことも含めてですね、自校式というのもそういったメリット もあろうと思いますし、給食センターというかたちの効率的なというこ ともあろうかと思いますが、今後検討される上で、そこらを十分把握し た上でですね、これまでの経緯を踏まえてしっかり検討していただきた いというふうに要望しておきます。

杉山学校教育課長

委員長。

桑岡委員長杉山学校教育課長。

杉山学校教育課長 土地借り上げの関係で杉原委員さんから答弁をさせていただきました が、その中で不適切な答弁をしたことを深くお詫び申し上げまして、今 わかっている範囲内の答弁をさせていただきます。吉田町で吉田小学校 が63万2,000円、可愛小学校22万9,000円、それから向原でございまして 向原小学校で209万4,000円、それから中学校の方へ参りまして吉田中学 校で56万3,000円、高宮中学校で1万5,000円。これはぞれぞれ教職員の 駐車場等の敷地として借り上げをさせていただいております。以上、よ ろしくお願いいたします。

桑岡委員長

他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

13時5分まで休憩をいたします。

午後0時04分 休憩 午後1時03分 再開

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ () ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

桑岡委員長 再開いたします。

> 続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算について の件の内、消防本部に係る部分を議題といたします。

消防長から要点の説明を求めます。

村上消防長 委員長。

桑岡委員長村上消防長。

村上消防長

失礼いたします。本日は単独の組合消防から市の組織になって初め ての議員の皆さん方の前での発言をする機会を得ましたので、ご承知と は思いますけれども、消防の業務について簡単にご説明をさせていただ きたいと思います。消防は消防組織法、消防法、2つの法を根拠といた しまして、大きく分けまして災害を起こさないための予防業務、災害が 発生したときの軽減業務をすることが大きな柱として二つあります。そ の内の予防業務というものは市民の火災への予防、救急知識の啓発活動 等を実施をしております。さらに新しくできます建物、危険物施設等へ の許認可、現存いたします建物とか危険物施設等への指導、さらに火災

が発生しました後に二度と同じような火災を起こさないためにも、火災 の原因調査等が予防業務の大きな柱としてあります。さらにもう一つの 業務として災害の軽減業務といたしましては、ご承知のように火災が発 生した場合の火災活動、さらには救急が発生した場合の救急活動、さら に交通事故等、閉じこめられた患者等を救出いたします救助活動、さら には大きな活動としましては水難事故等に対します水難救助活動等が災 害が発生した場合の軽減業務としてあります。以上が大きな柱でござい ますが、本日はこのような業務を実施していくための予算でありますが、 基本的には12日の定例会におきまして、職務執行者、併せて総務部長等 がご説明を申し上げましたように7月までの4ヶ月の暫定予算を計上させ ていただいております。

それでは款9消防費についての要点をご説明いたします。 73ページをお開き下さい。

4月から4ヶ月間の消防費は、暫定予算総額で2億4,299万6,000円でご ざいます。項1消防費目1常備消防費につきましては、これは消防職員50 人分の人件費及び業務遂行に必要な経費でございます。1億7,436万8,00 0円をお願いたしております。次に目2非常備消防費5,039万8,000円を 計上いたしております。これは消防団員862人分の報酬や、出動に伴う 費用弁償でございます。

次のページ74ページをお開き下さい。

目3消防施設費1,343万1,000円計上させていただいております。これ は消防団詰所の維持管理費等に要する費用でございます。目4災害対策 費に479万9.000円を計上させていただいております。これは防災委員の 報酬や防災訓練に伴う消防団員の費用弁償が主なものでございます。以 上、簡単ではございますが要点説明を終わらせていただきまして、細部 につきましては総務課長から説明をさせます。

児玉総務課長 委員長。 桑岡委員長 児玉総務課長

児玉総務課長。

はい、失礼いたします。座ってご説明させていただきたいと思います。 それでは73ページの方をお開きいただきたいと思います。

第1目常備消防費の暫定予算総額は1億7,436万8,000円でございます。 それでは節ごとのご説明を申し上げます。2節給料7.134万6.000円、3節 職員手当等5,359万6,000円、4節共済費1,626万円は消防職員50人分に係 る人件費でございます。7節賃金は臨時職員1人分の賃金でございます。 8節報償費8万円は外来講師の謝礼金等でございます。9節旅費は救急救 命士の気管挿管研修及び消防大学校入校旅費等職員の普通旅費を計上し ております。11節需用費641万円は庁舎の光熱水費が約150万円、救急の 消耗品代他として消耗品として約300万円、印刷製本費等及び救急車、 消防車の燃料費等で約200万円を計上させてもらっております。12節役 務費でございますが495万1,000円は電話代、救急車に乗せとります酸素 ボンベの充填代並びに119番の指令台がございますが、それの発信地表 示サービス料等が主なものでございます。13節委託料809万2,000円は消 防緊急指令装置施設他機器の補修委託料でございます。14節使用料及び 賃借料455万9,000円の主たるものは、ヘリポートや訓練場の土地借り上 げ料でございます。15節工事請負費10万円は夜間の緊急車両が帰隊した ときに次の出動に備えまして照明工事を行いたいと考えております、そ れの代金でございます。16節原材料費3万円は防火標語、毎年変わりま すけども、これの作成のための看板の材料代でございます。18節備品購 入費の120万円は空気呼吸器をお願いしたいということで、計上させて もらっております。19節負担金補助及び交付金でございますが、この49 6万円は救急救命士養成所の研修並びに県防災無線等の負担金でござい ます。22節補償補填及び賠償金でございますが、これは存目でございま す。27節公課費につきましては消防車両の重量税に係るものでございま す。続きまして2目非常備消防費の説明を申し上げます。総額は5,039万 8,000円を計上しております。節についてご説明申し上げます。1節報酬 でございますが、団長以下865名分の団員報酬で1,054万円を計上してお ります。次に8節報償費544万円でございますが、これは消防団員の退職 報償金等でございます。9節旅費1,284万円は、主たるものは団員の出動 手当としての費用弁償でございます。11節328万7,000円でございますが、 主たるものは新入団員の略服等、貸与品に係るものでございます。次に 12節役務費でございますが、49万1,000円を計上しております。これは 消防団の車両の車検に伴う検査料等でございます。

## 次、74ページをお開き下さい。

14節使用料及び賃借料は45万円を計上しております。主たるものは消 防団員の研修時のバスの借り上げ、高速道路の通行料等でございます。 次に18節備品購入費は55万円を計上しております。これは主たるものは 音楽隊の楽器等の購入費でございます。次に19節負担金補助及び交付金 でございますが、これは1,680万円を計上しております。主たるものは 退職報償金負担金でございます。続きまして第3目消防施設費でござい ます。総額といたしまして1,343万1,000円を計上しております。それで はそこの節についてご説明を申し上げます。9節旅費は存目でございま す。11節需用費は502万4,000円を計上しております。内訳といたしまし て消防団車両の燃料費、格納庫の光熱水費等でございます。次に12節役 務費でござますが246万7.000円を計上しております。これは消防団車両 の損害保険料、車検時の手数料等でございます。次に13節委託料でござ いますが173万4,000円を計上しております。主たるものは防災無線、防 災行政無線、消防無線、消防ポンプ等の点検委託料でございます。次に 14節使用料及び賃借料でございますが24万8,000円を計上しております。 主たるものは消防団詰所の下水道等使用料でございます。次に15節工事 請負費でございますが170万1,000円を計上しております。内訳といたし まして防火水槽のフェンスの設置、無蓋の防火水槽の蓋の取り付け等で ございます。次に18節備品購入費でございますが13万円を計上しており

ます。内訳といたしましては防災行政無線の個別の受信機の購入でござ います。次に19節負担金補助及び交付金でございますが、83万円を計上 しております。これは広島県防災システム及び県の総合通信連絡網等の 負担金が主なものでございます。次27節公課費でございますが、消防団 車両の車検時の重量税として99万6,000円を計上しております。次に28 節繰出金でございますが消火栓新設並びに更新に伴う水道会計への経費 として計上しております。それでは第4目災害対策費について、ご説明 申し上げます。総額479万9,000円を計上しております。それでは節につ いてご説明申し上げます。1節報酬でございますが、これは防災会議の 委員の報酬として10万円を計上しております。7節賃金は臨時の用人雇 用賃金でございます。8節報償費6万円は防災訓練時の音響設備等謝礼金 等でございます。9節旅費343万円は消防団員の水防警戒並びに水防出動、 防災訓練等に出動してもらった場合の費用弁償に係るものでございます。 11節需用費101万円を計上させてもらっております。その内訳としまし ては水防等の資機材、防災訓練時の消耗品等でございます。次に12節役 務費でございますが、2万1,000円を計上しております。これは防災訓練 時の通信運搬費でございます。次に16節原材料費でございますが12万6, 000円を計上しております。これは防災訓練時におけます、まさ土、コ ンパネ代等材料費でございます。次に19節負担金補助及び交付金として 2,000円を計上しております。これは県防災ヘリ及び県航空消防運営連 絡協議会の負担金としてそれぞれ1,000円ずつということで、計2,000円 を計上しております。以上、簡単ではございますが各節の説明を終わら せていただきます。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井上(文)委員 委員長。

桑岡委員長 井上正文委員。

井上(文)委員

井上です。火事は初期消火が大切であるということは言うまでもありませんが、去年、一昨年だったですか、竹原の法円寺で重要文化財がありますが、近くから出火したということで消防署が来て訓練をしていただいたわけですが、その後にたくさんの人が集まっとる中で消火器の使い方について教わったわけでございます。正しい消火器の使い方が案外わかっていない人が多いわけでございます。そこで私も初めて勉強させていただいて大変良かったなと思っておるわけですが、このような訓練はどこでもすぐ出来るもんで地域の消防団でも出来ることなんで、こういうふうなひとつの訓練、啓蒙活動をやられてはどうかと。こうしてから総合防災訓練費というようなもんも組んでおられるわけで、大した費用はかからんと思うんですが、皆さんがそういうような知識を持つことによって、本当に火災が未然に防げると。火災は本当、初期消火が出来るというようなことができるんではないかと、そういう観点で消防長にひとつお伺いをさせていただきたいと思います。

村上消防長委員長。

桑岡委員長村上消防長。

村上消防長

お答えいたします。確かに議員さんのおっしゃる通りでございまして、 私どもも今までは住民の啓蒙活動というのは先ほどもお話しましたよう に、消防の業務の大きな柱の1つでございますので、機会あるごとに消 火器等の指導についての啓蒙活動をやって参りました。消防団ともこれ から一体の中で、当消防本部の中に消防団事務もこれから係として置き ましたので、消防団とも協議をしながら今後とも住民に対しましての消 火器等を含めました予防啓蒙活動をやっていきたいというふうに思って おります。以上です。

桑岡委員長

他に質疑はございませんか。

熊 高 委 員

委員長。

桑岡委員長

熊高委員。

熊 高 委 員

では非常備消防について何点かお伺いをしたいと思いますが、予算の 中身というよりか、今回6町の消防団が市の消防団として再編といいま すか、一つにまとまったわけでございますけども、この消防団の市の消 防団を作るまでの経緯ですね、そういった流れについて先般、団の組織 図的なものはいただいたように思っておりますので、その辺の経過と今 後の消防団、市の消防団のですね、在り方、こういったものが新しい消 防団の中で検討されておるというふうに思いますが、その辺の方向性と いうものをどういうふうに出されておられるのか、中身で言えば訓練等 もありますし、出初式ですか、そういったものも各町でやっておったも のをどういうふうなかたちにするんか、そういうようなことを今後検討 されるんかもわかりませんが、現在の段階での協議の状況ですね、その 辺について1点お伺いしたいということと、これまで6町の消防団でやっ てきたものが、一つの市の消防団としてなったわけで、経費的なものが どんなふうに変化をしてきたんか、この点について2点目にお伺いした い。例えば6町でやっておったのが1つの団になったことで経費の削減が できたのか、そうでないのかというふうな点ですね。3点目は新市のひ とつの大きなポイントにもなっております住民自治の活動というものと 消防団というのは地域に密着した本当にボランティアの団体であります。 そういった住民自治の活動と消防団の活動というものはいわゆるひとつ の重なり合う部分もあると思うんですよね、そこら辺をどんなふうに今 後していくのかというふうな点、3点についてお伺いしたいと思います。

織田市長職務執行者 桑岡委員長

委員長。

織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者

まず1点目の新しい市の消防団のことの経緯と、先般団長には八千代町の青原氏を、これは市長の任命になっとりますんで、市長職務執行者の私のほうから任命をいたしました。いろいろ協議をしてくる中で旧の各町へ2名ずつ副団長を置くというようなことで、団長のほうから2名の分団長の方は、これ団長の委任になっとりますのでそれもできたような

状態でございます。その他の点について、あるいは今までの経緯等については、総務部長の方から説明をさせます。

新川総務部長 桑岡委員長 新川総務部長 委員長。

新川総務部長。

非常備消防団のですね、対応につきましては旧町村の各総務の方の担 当としてですね、積み上げ作業をさせていただいた経緯がございます。 基本的に旧6町の消防団員をですね、1つにまとめるという組織づくりの 方からですね、いろいろ我々執行部と団の方と連携を取りながら協議を 重ねさせていただきました。基本的に高田市の場合は非常に面積が広い という状況の中でですね、団員を削減ということにつきましてはですね、 非常にこれは国の方においても方針はですね、非常に堅いものがありま す。そういう状況の中で今まで団長さんは6名おられましたが、団長1名、 各町で町に戻しますと副団長が2名、その内、県の指導員を1名副団長の 格にしております。それと町の指導員を2名、そういう状況の中でです ね、後は班長なり団員という状況の中でさせていただいております。団 員の方がですね、非常に不安を抱えられたのは各災害の時にですね、団 長1名でそういう対応がはたして可能かどうかという、指揮監督ができ るかという状況がありました。そういう状況で一応団長は1名でありま すが副団長をですね、旧町村単位で2名の体制でですね、当分の間は実 施していこうじゃなかろうかという状況でございます。いろいろ今回の そうした団編成につきましては、経費等の削減というのは即の効果は出 ておりませんけども、年の団員報酬というものがですね、各町バラバラ だったわけですね。そういうものはある程度の類似団体等の状況を見さ せていただきまして、高田市の場合は統一を取らさせていただいたとこ でございます。団長さんが以前は6名おられたものがですね、1名で済む という状況等なっておりますんで、そういう幹部等のですね、人数の減 というものはある程度節減的な対応になったんではないかなと思ってお ります。

村上消防長 桑岡委員長 村上消防長

委員長。

村上消防長。

いますんで。基本的には安芸高田市の消防団になりまして、常備消防が事務担当を持つという経緯の中で、まだ幹部の皆さん方とのいろんな協議、煮詰めてないというのが現状でございます。ただ考え方といたしましては、これから消防団と一体になりながら先ほどの火災予防啓蒙なんかと同じような考え方で、消防団にもお手伝いしていただけるものは、一体となりながらやっていきたいという考えを持っておりますけども、かと言いながら、消防団に一方的な負担を大きく与えていくというのも問題があろうかと思いますんで、その辺のとこは今後消防団ともですね、

十分な調整、連携を取りながら、地域の住民の皆さん方との一番身近な ところにある団員の皆さんというかたちの中で、対応を進めていきたい

それではもう1点ほど自治活動との連携の問題を出されておったと思

というふうには考えております。

熊 高 委 員 委員長。 桑岡委員長 熊高委員。

熊 高 委 員

はい。大体ご答弁いただいたことで理解はできましたけども、先ほど中身の中で今後検討されるんかもわかりませんが、訓練の在り方、あるいは出初式のこと、それともう1点、今総務部長の方からありました団長1名、副団長12名に対してということでありますが、6町が対等な立場の副団長というかたちだというふうに思うんですが、指揮命令系統からいうと筆頭の副団長とかですね、そういうものを決めておられるんかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

村上消防長桑岡委員長

委員長。

村上消防長。

村上消防長

それでは最初の訓練等に、それから出初式の件についてまずお答えし ます。訓練についてはですね基本的には今までの町村、旧町村でやって おった消防団の訓練を当面はそのまま継承しながら一体となってやれる ものについては、経費削減という面もありますけどもやっていこうじゃ ないかということで、まず、自主的に消防団にその辺のところはまず第 1段階お任せをしようということで、消防団の会議の中では今まで通り 当面16年通り、今まで通りの訓練をとりあえずやろうというようなこと で、話が少しずつまとまってきておるかのように報告を受けております。 出初式の件につきましては、結論を申しますと、まだ何の協議もいたし ておりません。来年の出初式ということになりますんで、各町村とも昔 の旧町村の出初式のいろんな経過もございますから、この辺のところも これから執行部、新しくなります市長さんが決まりましたら市長さんの 考え方もあろうと思いますんで、執行部側と消防団とも十分協議をして 納得のいけるような出初式をやっていきたいなというふうには思ってお りますが、まだ何も具体的な検討には入っておりません。それからです ね、先般の会議の中で副団長各町村2名ずつになっとりますが、2名の内 どちらかが筆頭副団長とかいうようなことはですね、団の中では特にお 決めになってないというように聞いております。団長と私の話の中では ですね、災害が発生した時には旧町村の団長2名がおるわけですから、 そこの副団長が現場指揮の最高責任者というかたちで、まず対応してい ただこうというスタンスの中で、当面は進めていこうと。いろんな問題 点が出るたびにその時点その時点で問題を解決していこうじゃないかと いうことでやっております。ですから副団長12名の内に筆頭副団長とか ナンバー2とかナンバー3とかいうようなことは、まだお決めになってな いというふうに私の方では認識いたしております。

桑岡委員長

他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分 休憩 午後1時34分 再開 

桑岡委員長 再開いたします。

> 続いて議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算について の件の内、議会事務局に係る部分を議題といたします。

議会事務局長から要点の説明を求めます。

増本事務局長

委員長。

桑岡委員長 增本事務局長。

増本事務局長

失礼いたします。それでは安芸高田市議会事務局に関わります予算の 要点についてご説明をいたしますが、私の方からは皆様のお手元の方に お配りをいたしております、A3版でお示しいたしております事務局の分 掌表並びに執行体制のことについて述べさせていただきます。議会事務 局の職員につきましては臨時職員1名を含む7名の職員体制で行っており ますが、ご存知の通り73名の市議会議員の皆さんのお世話がこれから11 月からまた選挙という体制の中で、暫定的な予算の中で4ヶ月分計上い たしておりますけど、まだ見えない部分での職務を執行しておりまして、 いろいろとご迷惑をおかけしておるところでございますが、遺漏の無い ような取り組みをこの執行体制でさせていただく予定でございます。予 算の内容につきましては事務局次長の光下の方から説明を申し上げます。

光下事務局次長 桑岡委員長 光下事務局次長

委員長。

光下事務局次長。

それでは歳出につきまして説明をさせていただきます。34ページをお 開き下さい。

総額といたしまして1億2,791万8,000円を予算計上しております。こ れは先ほど部長が説明しましたように年間の4ヶ月分を計上しておりま す。報酬につきましては議員さんの73名分の報酬でございます。給料に つきましては給料、職員手当、職員手当の内2,930万2,000円が議員さん のもので、残りが職員のものでございます。共済費228万3,000円、これ も共通のものでございます。賃金につきまして95万計上してございます が、これは合併移行時に臨時職員2名による対応ということで予算化し ておりますが現実には1名分を雇用させていただいております。報償費 につきましては3万3,000円計上しております。旅費につきましてはこれ は費用弁償等の計算で、各この予算編成をしました時、旧各町6町から の持ち寄りを計算し計上したものでございます。交際費につきましても 同様でございます。需用費につきましては印刷製本、会議録等の消耗品 等でございます。役務費につきましては通信費等でございます。委託料 につきましては現在もこうして会議が続いておりますが、会議録の作成 委託料を見込んでおります。使用料、賃借料でございますが、これも議

員研修等のバス借り上げ、管内視察等いろいろございますが、そういっ た時の使用料、さらに高速の利用料等も含んでございます。備品購入で ございますが、これは議員の皆様のこれからの会議の運営上必要なもの として、ハンガーであるとかそういったものの計上をしております。負 担金補助及び交付金につきましては、これは議員共済負担金465万円が 主なものでございます。後は、それぞれの市議会議長会、全国市議会議 長会等のそれぞれの負担金でございます。以上で説明を終わらせていた だきます。よろしくお願いいたします。

桑岡委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井委員 委員長。 桑岡委員長 藤井委員。

藤 井 委 員 1、2点お伺いしたいと思います。合併前にですね、事務局体制7名と いう状況の中で、最終的には6名になりました。後の対応については臨 時職員ということで、先ほど次長の方からこの予算の賃金の中で2名分 を計上してる。しかし現状は1名であるという状況の中で、合併前にで すね、事務局体制が定数ではなかろうかというような心配もあったわけ ですが、合併しまして臨時会、3月定例、迎えてですね、そこらの状況 としてもですね、ある程度11月まで事務局、今の現事務局体制で乗り切 って行けるのかどうか。そこら辺りをお伺いしたいのと、もう1点です ね、IT化の時代に入りましてですね、各職員も1台のパソコンという 状況になっとるわけですね。議員の控室にですね、いわゆるパソコンが 1台も無いと。従って事務局の方へですね、今いろいろ対応されてると 思いますけれども、これもですね、できればやっぱり控室にもですね、 どなたでもですね、いろんな情報なり、またパソコンを使ってのことが あろうかと思います。そこら辺りどのように考えておられるのか。私は 早急にですね、最低73名ですから、全てが控室に来るというわけではご ざいませんけれども、1台ないし複数の台数をですね、置いていただい た方がいいんじゃないかと思うんですけども、その2点についてお伺い をいたします。

增本事務局長 委員長。 桑岡委員長 増本事務局長

増本事務局長。

1点目の職員体制でございますが、ご指摘いただきました通り7名体制 という当初の協議があったそうでございますが、現在、これ職員6名で、 今73名の方のお世話をするいうのは非常に大変であろうというのを、実 感をしているとこでございます。臨時職員1名で実際に会議録等の整備 をいただきながらしとるんですが、ここらがこれからの定例会、一般質 問等が増える段階で、そこらが乗り切っていけるんだろうかというよう なところの心配を危惧しているところでございますが、そこらも臨時の 臨時的任用の中で、そこらがもし出来るものであればこれは対応出来れ ばというような考えをしております。常時雇用の中では今の1名を置き

ながら、さらに増える場合に委員会、定例会、そこらでの臨時的な任用 で対応できはしないかというようなところを、今事務局の中で話をして いるところでございます。それから控室へのパソコンの設置につきまし て、そこに置いてないがために、今日も議長さんの方のパソコンを使わ せていただいたりいたしております。実際に議員さんにもそういったと ころが必要であろうかと思いますので、それはまた執行部の方と協議を させていただきまして、出来るだけ置かせていただくような方向で検討 させていただきたいと思います。以上でございます。

藤井委員

委員長。

桑岡委員長

藤井委員。

藤井委員

職務執行者も同席しておりますので、今の議会の73名体制というの は大変異例な状況であるということは、百も承知でございます。しかし 議会としてもですね、我々も出来るだけ事務局、また執行部にも迷惑に ならない程度のですね、自粛をしながらの今の体制であるということは、 ご理解いただきたいと思います。そういった意味について職務執行者の 方からの答弁をお伺いしたいと思います。

織田市長職務執行者

はい、委員長。

桑岡委員長

織田市長職務執行者。

織田市長職務執行者

職務執行者です。藤井議員さんのご質問にお答えしますが、3月1日に ああして6町が合併をしまして、その前に合併する前にいろいろな件に ついて、町長なり、あるいは助役なり担当課長あたりでこういう問題に ついては協議して参りました。しかし、議員の皆様にも市民の皆様にも 迷惑のかかるようなことが絶対あっちゃあなりませんので、今後その辺 は十分私も意に留めまして進めて参りたいと、このように考えておりま すので、一時的には我慢と申しますか、皆さん方にもいろいろちょっと ご不便をかけている面が多々あろうとは思いますが、そこらもやはり執 行部といたしましてもよくご理解を申し上げ、皆さん方のご協力をいた だきながら新しい市の議会の皆さん方に迷惑のかからないように、ある いは町民の、市民の方に迷惑のかからないような議会活動ができるよう な方向で、取り組んで参ります。以上でございます。

桑岡委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

桑岡委員長

以上をもって、本予算審査特別委員会に付託を受けました全ての案 件についての質疑を終結いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩 午後2時02分 再開  桑岡委員長 再開いたします。

これより一括討論に入ります。

まず本案12件に対する反対討論の発言を許します。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡田委員

私は全部を反対とは言いませんけども、審査中にいろいろ話を聞い たり、確かに暫定予算ということで、執行体制の方も各町持ち寄りじゃ というような言葉が随分出ました。それは暫定予算、合併してのことで すからそういう意味合いも私も理解はいたします。合併前もいろいろ協 議を重ねてきておるわけですから、私が今の反対というのはですね、16 年度のこの暫定予算の一般会計、この議案についてのこの中身でですね、 これも全て必要経費であって殆どの内容がですね、市民に直結するもの です。大部分が。ただ、私が指摘、反対の理由として言うのはですね、 この法律に基づいてない予算、つまり以前言っておられました同和予算 が、人権推進というかたちで国レベル、県レベルでもですね、地方自治 にいたしましても、この法的根拠のない予算が一部含まれとると。この ことがですね、安芸高田輝く新生都市にスタートに際しましてはですね、 本予算ではありませんけども、暫定予算ではあるけども、しかしこうい うことが含まれてキャッチフレーズに輝く人、安芸高田市にはいかほど かという考えを持っておりますので、この一部を含まれとるいうことに 対して。従って一般会計には反対するという意見でございます。反対討 論でございます。以上です。

桑岡委員長 他に反対討論はありませんか。

今 野 委 員 委員長。

桑岡委員長 今野委員。

今 野 委 員

岡田議員さんの関連になるかと思いますけども、各町におきましては ですね、10年以上に渡ってですね、この部落問題いうのをですね、本当 に一生懸命やってですね、解決に向けて行ってると。そうでないところ もあるんだろうと思いますけども、美土里町におきましてはですね、私 が入ってからでも随分ですね、ハードな面、これも解決してきましたし、 ソフト面におきましてもですね、一般行政に移行しましてですね、やっ てきとるわけなんですが、これを予算を認めるということになりますと、 また逆戻りすると、これがまず第1点でございますね。それで出来ます ものなれば先ほどおっしゃったように市民に直結した暫定予算でござい ますので、反対するのはいかがかと、このように思いますけども、これ をですね、出来るものならばどう言いましょうか、凍結という考えを持 っとるわけです。凍結が叶わぬならば、やむを得ず反対と、こういう立 場を取るものでございます。以上です。

桑岡委員長

他に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本案12件に対する賛成討論の発言を許します。

明 木 委 員 委員長。

桑岡委員長明木委員。

明木委員

私は賛成討論いたします。今まで言われたように、今反対討論にありましたけど、実際にこれはですね、暫定予算として4ヶ月という予算であります。新市における今回の始まりですね、この新市における始まりにおいての暫定予算として、これは本当に市民に直接的な直結した予算であることは間違いありません。その中に確かに今まで指摘されますように、法的根拠のない予算等の措置がある、その部分はやはりこれから検討していくべきじゃないかと思われますんで、その辺りについては今後意見書なりをですね、付けまして、この予算に賛成していくべきじゃないかというふうに考えます。以上です。

桑岡委員長 他に賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時23分 再開 ~~~~~~~~

桑岡委員長 再開いたします。

ここで付託を受けました議案12件についての、意見を付すべき事項が あればご意見をお願いします。

岡田委員 委員長。

桑岡委員長 岡田委員。

岡 田 委 員 先ほど反対討論しました意見を、16年度一般会計暫定予算に少数意見 として付して下さい。

桑岡委員長 賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手2名〕

2名でございます。

桑 岡 委 員 長 議案第12号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算についてから、議案第22号、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算までの件で、意見を付すべきものがあればお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

~~~~~~~~○~~~~~~~ 午後2時27分 休憩 午後2時41分 再開

桑岡委員長 再開いたします。

他に意見はございませんか。

〔意見なし〕

意見なしと認めます。

これより議案第11号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第11号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 続いてこれより議案第12号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

**挙手多数であります。** 

よって議案第12号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 これより議案第13号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

挙手多数であります。

よって議案第13号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 これより議案第14号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数]

挙手多数であります。

よって議案第14号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長 これより議案第15号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

挙手多数であります。

よって議案第15号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 これより議案第16号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 挙手多数 〕

**挙手多数であります。** 

よって議案第16号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 これより議案第17号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

挙手多数であります。

よって議案第17号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 これより議案第18号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第18号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長 これより議案第19号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

挙手多数であります。

よって議案第19号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑 岡 委 員 長 これより議案第20号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 挙手多数 〕

挙手多数であります。

よって議案第20号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長 これより議案第21号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって議案第21号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長 これより議案第22号を挙手により採決いたします。

本案は原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

**挙手多数であります。** 

よって議案第22号は、原案の通り可決すべきものと決しました。

桑岡委員長 以上で、本予算審査特別委員会に付託されました、議案第11号から

議案第22号までの12件についての審査は、全部終了いたしました。

なお、委員長報告書作成については、私にご一任願います。

[異議なし]

以上をもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後2時48分 閉会